

飲用乳の表示に関する公正競争規約及び同施行規則

令和 7 年 9 月 18 日施行



全国飲用牛乳公正取引協議会

— 変 更 の 経 緯 —

飲用乳の表示に関する公正競争規約

昭和 43 年 5 月 30 日 認定・昭和 43 年 6 月 4 日 告示

変更の認定					告示				
昭和	49	年	1	月 10 日	昭和	49	年	1	月 17 日
昭和	54	年	12	月 17 日	昭和	54	年	12	月 25 日
昭和	61	年	1	月 22 日	昭和	61	年	1	月 28 日
平成	6	年	10	月 3 日	平成	6	年	10	月 13 日
平成	7	年	5	月 16 日	平成	7	年	6	月 2 日
平成	11	年	12	月 20 日	平成	11	年	12	月 22 日
平成	13	年	7	月 10 日	平成	13	年	7	月 11 日
平成	15	年	11	月 27 日	平成	15	年	11	月 28 日
平成	21	年	5	月 29 日	平成	21	年	6	月 1 日
平成	21	年	8	月 25 日	平成	21	年	8	月 31 日
平成	24	年	10	月 4 日	平成	24	年	10	月 18 日
平成	29	年	12	月 13 日	平成	29	年	12	月 28 日
令和	2	年	2	月 13 日	令和	2	年	3	月 6 日
令和	7	年	8	月 20 日	令和	7	年	9	月 18 日

飲用乳の表示に関する公正競争規約施行規則

昭和 43 年 7 月 26 日 承認

変更の承認				
昭和	49	年	1	月 10 日
昭和	54	年	12	月 17 日
昭和	59	年	6	月 18 日
昭和	61	年	1	月 22 日
平成	2	年	3	月 28 日
平成	6	年	10	月 3 日
平成	7	年	5	月 16 日
平成	10	年	6	月 16 日
平成	11	年	12	月 20 日
平成	13	年	7	月 10 日
平成	15	年	11	月 27 日
平成	21	年	5	月 29 日
平成	21	年	8	月 25 日
平成	24	年	10	月 4 日
平成	29	年	12	月 13 日
令和	2	年	2	月 13 日
令和	7	年	8	月 20 日

注：平成 21 年 8 月までは、公正取引委員会の認定・告示・承認

平成 24 年以降は、公正取引委員会及び消費者庁の認定・告示・承認

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(目的) 第1条 この公正競争規約(以下「規約」という。) は、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号) <u>第36条第1項</u>の規定に基づき、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料(以下これらを「飲用乳」という。)の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この規約で「牛乳」とは、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。)第2条第3項に規定する牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分3.0%以上の成分を含有するものをいう。 2 この規約で「特別牛乳」とは、<u>乳等命令</u>第2条第4項に規定する特別牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.5%以上及び乳脂肪分3.3%以上の成分を含有するものをいう。 3 この規約で「成分調整牛乳」とは、<u>乳等命令</u>第2条第9項に規定する成分調整牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。 4 この規約で「低脂肪牛乳」とは、<u>乳等命令</u>第2条第10項に規定する低脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%以上1.5%以下の成分を含有するものをいう。 5 この規約で「無脂肪牛乳」とは、<u>乳等命令</u>第2条第11項に規定する無脂肪牛乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上及び乳脂肪分0.5%未満の成分を含有するものをいう。 6 この規約で「加工乳」とは、<u>乳等命令</u>第2条第12項に規定する加工乳であって、重量百分率で無脂乳固形分8.0%以上の成分を含有するものをいう。	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
7 この規約で「乳飲料」とは、<u>乳等命令第2条第42項</u>に規定する乳飲料であって、重量百分率で乳固形分3.0%以上の成分を含有するものをいう。 8 この規約で「常温保存可能品」とは、<u>乳等命令別表二（二）（1）2</u>に規定する常温保存可能品であって、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものをいう。 9 この規約で「事業者」とは、飲用乳を製造して販売する者であって、この規約に参加するものをいう。 10 この規約で「表示」とは、「<u>不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件</u>」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。	(定義) 第1条 規約第2条第10項に規定する「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する飲用乳の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。 (1) 商品、容器包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示 (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。） (3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告 (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）、映写、演劇又は電光による広告 (5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(必要な表示事項) 第3条 事業者は、飲用乳の容器包装（食品衛生法第4条第5項に規定する容器包装をいう。以下同じ。）に、次に掲げる事項を、それぞれ飲用乳の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。 (1) 種類別名称	(必要な表示事項) 第2条 規約第3条第1項の規定により表示すべき事項は、容器包装の見やすい場所に、表示した文字が鮮明に識別できるよう邦文をもって、表示する。ただし、商品名については邦文以外の文字で表示することができる。 2 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項は第3条から第14条までに掲げる基準に基づき、第15条に掲げる様式（以下「一括表示欄」という。）により一括表示する。 (種類別名称の表示) 第3条 規約第3条第1項の規定により表示すべき種類別名称は、規約第2条第1項に定める牛乳にあつては「牛乳」と、第2項に定める特別牛乳にあつては「特別牛乳」と、第3項に定める成分調整牛乳にあつては「成分調整牛乳」と、第4項に定める低脂肪牛乳にあつては「低脂肪牛乳」と、第5項に定める無脂肪牛乳にあつては「無脂肪牛乳」と、第6項に定める加工乳にあつては「加工乳」と、第7項に定める乳飲料にあつては「乳飲料」とし、一括表示欄に表示する。 2 種類別名称は、一括表示欄に表示するほか、次の基準により邦文をもって明瞭に表示する。 (1) 表示する場所は、1か所以上の商品名について、これと密着した周辺部分とする。 (2) 種類別名称の前に併記して「種類別」と表示し、この文字を四角い枠で囲むものとする。 3 加工乳及び乳飲料にあつては、商品名に「ミルク」又は「乳」の文言を表示する場合は、種類別名称の活字の大きさは商品名の最も大きな活字の3分の2以上の大きさの活字により表示する。 4 第2項の規定にかかわらず、表示可能面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、一括表示欄の種類別名称の表示は省略することができる。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	(2) 主要成分値は、次の基準により表示する。 ア 牛乳及び特別牛乳にあつては、年間を通じての主要成分値の最低値に「以上」を付して表示する。ただし、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、同一商品名であっても、年間を二分して主要成分値を変えて表示することができる。 イ 成分調整牛乳にあつては、無脂乳固形分又は乳脂肪分の組成を調整する目的で一部を除去した主要成分は、組成値を表示し、一部を除去しない主要成分及び処理に伴い意図せずに微量成分が除去される主要成分は、年間を通じての最低値に「以上」を付して表示する。ただし、「以上」を付す場合には、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、同一商品名であっても、年間を二分して当該乳成分値を変えて表示することができる。 ウ 低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳にあつては、乳脂肪分は組成値を表示し、無脂乳固形分は年間を通じての最低値に「以上」を付して、又は調整した組成値を表示する。ただし、「以上」を付す場合には、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、同一商品名であっても、年間を二分して無脂乳固形分値を変えて表示することができる。 エ 加工乳にあつては、乳成分の組成値を表示する。ただし、生乳を50%以上使用する商品であつて、主要成分の強調表示をしないものにあつては、主要成分に「以上」を付して表示することができる。 オ 乳飲料にあつては、乳成分及び乳成分以外の脂肪分の組成値を表示する。ただし、生乳を50%以上使用する商品であつて、主要成分の強調表示をしないものにあつては、主要成分に「以上」を付して表示することができる。 2 成分調整牛乳にあつては、除去した成分を一括表示欄以外の場所に1か所以上「除去成分：○○」、「○○を除去しています」等と表示する。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(5) 原材料名	(原材料名の表示) 第7条 規約第3条第1項の規定により表示すべき原材料名は、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「食品表示基準」という。）第3条第1項の表の「原材料名」及び「添加物」に基づき表示するほか、次の基準により一括表示欄に表示する。ただし、表示可能面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、原材料名を一括表示欄以外の場所に項目名を付して表示することができる。この場合は、一括表示欄に記載の場所を明記する。 (1) 生乳 ア 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳にあつては、「生乳100%」と表示する。 イ 加工乳及び乳飲料にあつては、生乳50%以上使用の場合、「生乳（50%以上）」と表示し、生乳50%未満使用の場合、「生乳（50%未満）」と表示する。 ウ やむを得ない事由により50%を基準とした区分に確定できない場合には、別に定める様式を事前に公正取引協議会に提出し、その承認を得た場合には、「生乳」と表示することができる。 エ 生乳50%以上使用の場合に係る表示は、一括表示欄以外の場所にも「生乳50%以上使用」又は固定値として「生乳〇〇%使用」と表示する。 オ 生乳の使用割合に係る表示は、その根拠を工場の帳簿書類で証明できるものでなければならない。 (2) 加工乳の原材料名 <u>食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号）別表二（五）(1)</u>の規定により使用できる主要原料について、水を除き、配合割合の多いものの順に主要原料の名称を表示する。 (3) 乳飲料の原材料名 使用した乳、乳製品及び主要混合物の名称

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(6) 原料原産地名	を配合割合の多い順に表示した後、これと明確に区分して添加物の名称を多い順に表示する。添加物は食品表示基準第3条第1項の表の「添加物」に基づき表示する。 ただし、原材料名は次に掲げる名称をもって表示することができる。 ア 生乳、牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては「乳」。 イ クリーム、バター、バターオイル、チーズ、濃縮ホエイ、アイスクリーム類、濃縮乳、脱脂濃縮乳、無糖練乳、無糖脱脂練乳、加糖練乳、加糖脱脂練乳、全粉乳、脱脂粉乳、クリームパウダー、ホエイパウダー、たんぱく質濃縮ホエイパウダー、バターミルクパウダー、加糖粉乳、調製粉乳、調製液状乳、発酵乳、乳酸菌飲料（無脂乳固形分3.0%以上を含むものに限る。）及び乳飲料にあつては「乳製品」。 (4) アレルゲン 原材料にアレルゲンを含む場合にあつては、食品表示基準第3条第2項の表の「別表第14に掲げる食品を原材料とする加工食品を含む食品」に基づき一括表示欄に表示する。 (5) アスパルテームを含む食品 原材料にアスパルテームを含む場合にあつては、食品表示基準第3条第2項の表の「アスパルテームを含む食品」に基づきL-フェニルアラニン化合物を含む旨を一括表示欄に表示する。 (6) 遺伝子組換え食品に関する事項 食品表示基準第3条第2項の表の上欄「別表第17の下欄及び別表第18の中欄に掲げる加工食品」に該当する場合にあつては、同中欄の「遺伝子組換え食品に関する事項」を同下欄に基づき一括表示欄に表示する。 (原料原産地名) 第8条 規約第3条第1項の規定により表示すべき原料原産地名は、食品表示基準第3条第2

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	項の表の「輸入品以外の加工食品」の「原料原産地名」に基づき一括表示欄に表示する。 2 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるものは、原料原産地名の表示を省略することができる。 (殺菌温度及び時間の表示) 第9条 規約第3条第1項の規定により表示すべき殺菌温度及び時間は、食品表示基準別表第19の表の「乳」に基づき一括表示欄に表示する。 2 乳飲料にあっては、殺菌温度及び時間の表示を省略することができる。 3 飲用乳の成分を分別し、分別した部分をそれぞれ殺菌した後、混合する工程を経るものは、混合後の殺菌温度及び時間を表示する。分別した部分のそれぞれの殺菌温度及び時間は一括表示欄外に表示する。 4 殺菌しない特別牛乳にあってはその旨を表示する。 (内容量の表示) 第10条 規約第3条第1項の規定により表示すべき内容量は、食品表示基準第3条第1項の表の「内容量又は固形量及び内容総量」に基づき一括表示欄に計量法（平成4年法律第51号）に基づく計量単位規則（平成4年通商産業省令第80号）の規定により表示する。 2 表示可能面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、内容量を一括表示欄以外の場所に項目名を付して表示することができる。この場合は、一括表示欄に記載の場所を明記する。 3 第3条第4項に基づき種類別名称を一括表示欄から省略する場合は、種類別名称と同一面に項目名を付して内容量を記載することにより、内容量の表示も一括表示欄から省略することができる。 (消費期限又は賞味期限の表示) 第11条 規約第3条第1項の規定により表示す
(7) 殺菌温度及び時間	
(8) 内容量	
(9) 消費期限又は賞味期限	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	べき消費期限又は賞味期限は、食品表示基準第3条第1項の表の「消費期限又は賞味期限」に基づき一括表示欄に次により表示する。 (1) 定められた方法により保存した場合において品質が急速に劣化しやすい飲用乳にあつては、「消費期限」（定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日 (2) 前号及び常温保存可能品を除くその他の飲用乳にあつては、「賞味期限」（定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。以下同じ。）である旨の文字を冠したその年月日 (3) 飲用乳のうち常温保存可能品にあつては、常温で保存した場合における「賞味期限」である旨の文字を冠したその年月日 2 前項の規定にかかわらず、製造又は加工の日から賞味期限までの期間が3月を超える場合にあっては、賞味期限である旨の文字を冠したその年月の表示をもって賞味期限である旨の文字を冠したその年月日の表示に代えることができる。 3 第1項の規定にかかわらず、消費期限又は賞味期限である旨の文字を冠したその年月日（以下この項において「期限」という。）の表示は、飲用乳のうち、紙、ポリエチレン、アルミニウム箔、その他これに準ずるもので密栓した容器に収められたものにあつては、期限の日の記載（期限の日が「6」及び「9」の場合は、その数字の前に「0」又は「一」を付記する。）をもって、これに代えることができる。 4 消費期限又は賞味期限は、一括表示欄に記載の場所を明記して一括表示欄以外の場所に表示することができる。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(10) 保存方法	5 事業者は、自己が製造販売する飲用乳について、科学的、合理的な根拠に基づく判断により、消費期限又は賞味期限のいずれかを選択して表示するものとする。この場合において、当該消費期限又は賞味期限は開封前のものである旨の文言を表示することができる。 (保存方法の表示) 第12条 規約第3条第1項の規定により表示すべき保存方法は、食品表示基準第3条第1項の表の「保存の方法」に基づき一括表示欄に表示する。常温保存可能品については「食品表示基準について」（平成27年3月30日消食表第139号消費者庁次長通知）の（加工食品）1 <u>(15)</u> ③ウに定めるところにより「常温を超えない温度で保存」等の表示を行う。また、「保存方法」の表示は一括表示欄に表示するほか、購入者の注意を喚起するために、一括表示欄以外の場所に1か所以上表示する。ただし、常温保存可能品については、「常温保存」の文言は、保存方法を示すものとみなし、一括表示欄以外の場所への表示を省略することができる。 2 乳飲料のうち、保存性のある容器に入れ、かつ、摂氏120度で4分間加熱殺菌する方法又はこれと同等以上の殺菌効果を有する方法により加熱殺菌した場合には、保存方法の表示を省略することができる。
(11) 開封後の取扱い	(開封後の取扱いの表示) 第13条 規約第3条第1項の規定により表示すべき開封後の取扱いは、「開封後は、消費期限又は賞味期限にかかわらず、できる限り早く消費する」旨及び「開封後保存する場合は、摂氏10度以下で保存する」旨を一括表示欄に表示するほか、購入者の注意を喚起するために、一括表示欄以外の場所に1か所以上表示する。ただし、保存方法の表示に「摂氏10度以下で保存する」旨が表示されている場合は、「開封後保存する場合は、摂氏10度以下で保存する」旨の表示を省略することができる。 2 前項の表示は、表示可能面積上又は容器の形

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(12) 乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造者の氏名又は名称	態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、一括表示欄に記載の場所を明記して一括表示欄以外の場所に表示することができる。この場合、前項に定める一括表示欄以外の場所の表示については省略することができる。 3 表示可能面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合にあっては、一括表示欄外の開封後の取扱表示は省略することができる。 (乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造者の氏名又は名称の表示) 第14条 規約第3条第1項の規定により表示すべき乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造者の氏名又は名称は、食品表示基準第3条第1項の表の「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」に基づき一括表示欄に表示する。 2 乳処理場又は製造所の所在地及び乳処理業者又は製造者の氏名又は名称の表示は、表示可能面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合は、あらかじめ公正取引協議会の承認を得て、一括表示欄に記載の場所を明記して同一面の欄外に表示することができる。 (一括表示事項の様式) 第15条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項の様式は次のとおりとする。 種類別名称 (常温保存可能品) 商品名 無脂乳固形分 乳脂肪分 植物性脂肪分 乳脂外動物性脂肪分 原材料名 原料原産地名 殺菌 内容量 賞味期限 保存方法 開封後の取扱 製造所所在地 製造者 

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	備考 (1) 活字の大きさは、次に掲げる基準による。 ただし、種類別名称、常温保存可能品及び商品名の表示は、日本産業規格Z8305(1962)で規定する（以下同じ。）10.5ポイントの活字以上（乳飲料の種類別名称にあつては、14ポイントの活字以上）の太字の活字により表示する。 ア 表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの及び印刷瓶に入れられた飲用乳であつて表示すべき事項を蓋（その面積が30平方センチメートル以下に限る。以下「キャップ」という。）に表示するもの ・・・・・・・・・・5.5ポイント活字以上 イ 上記以外の容器 ・・・・・・・・・・8ポイント活字以上 (2) 乳脂外動物性脂肪分については、油脂の個々の名称で表示することができる。 (3) 添加物を使用する場合については、原材料名の欄に原材料名（食品）の後に明確に区分して、又は原材料名の次に事項名を設けて表示する。 (4) 原料原産地名については、原料原産地名の欄に表示する。ただし、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することもできる。 (5) 殺菌については、殺菌温度及び時間を表示する。乳飲料にあつては、殺菌の表示を省略することができる。 (6) 賞味期限に代えて消費期限を表示する場合にあつては、この様式中「賞味期限」を「消費期限」とする。 (7) 製造所所在地及び製造者の氏名に代えて製造所固有記号を使用する場合は次のとおりとする。 原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあつては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。）の表示

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、「食品表示基準について」の（加工食品）１（６）⑤ウに定めるところにより表示するとともに、次に掲げるいずれかの事項を一括表示欄外に表示しなければならない。 ア 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先 イ 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。） ウ 当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号 (8) キャップにおける一括表示は、次により取り扱うものとする。ただし、第３条第２項、第５条第２項、第７条第１号、第12条第１項及び第13条第１項に定めるところに従い一括表示欄外の場所にも表示することとされる表示は省略することができる。 ア 無脂乳固形分、乳脂肪分及び乳脂肪分以外の脂肪分の項目名を除き、前記様式の項目名を省略することができる。ただし、殺菌の項目名を省略したときは、殺菌温度及び時間の記載の後に「殺菌」と表示するものとする。 イ 開封後の取扱いの表示は省略することができる。 ウ 内容量及び保存方法の表示は、容器胴部に表示することにより省略することができる。 エ 前記様式に定める表示順序はこの限りではない。 オ ガラス瓶等の飲用乳の容器であって、反復使用するもの及び２種類以上の飲用乳に使用する同一規格のものにあつては、規約第３条第１項に規定する表示事項は、紙、ポリエチレン、アルミニウム箔、その

公正競争規約	公正競争規約施行規則
2 事業者は、飲用乳の容器包装に、栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量（次条第4項第7号に規定するナトリウムの量を除く。）及び熱量を施行規則に定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。	他これに準ずるものであって密栓に使用するキャップに一括表示することができる。 カ ワンウェイガラス瓶等の飲用乳の容器にあっては、規約第3条第1項に規定する表示事項はガラス瓶の容器の胴部に表示するものとする。 (9) 種類別名称、常温保存可能品及び商品名についてこの施行規則の規定に従い一括表示欄のほかに表示する場合であって、表示可能面積上又は容器の形態上やむを得ない事由があるときは、一括表示欄内の表示を省略することができる。 (10) 原材料名及び内容量について表示可能面積上又は容器の形態上やむを得ない事由がある場合であって、この施行規則の規定に従い一括表示欄以外の場所に表示するときは、一括表示欄内の表示を省略することができる。 (栄養成分の量及び熱量の表示) 第16条 規約第3条第2項の規定により表示すべき栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの））の量及び熱量は、食品表示基準第3条第1項の表の「栄養成分の量及び熱量」に基づき表示する。 2 栄養成分の量及び熱量の表示は、次の場合には省略することができる。 (1) 容器包装の表示可能面積がおおむね30平方センチメートル以下であるもの。ただし、販売形態が宅配のように継続的に同一人に販売されるものにあっては、当該商品の販売に伴って定期的に購入者に提供される文書（請求書など）に表示する。 (2) 消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者が販売するもの。 3 栄養成分の量及び熱量の表示の様式は、食品表示基準別記様式2又は同別記様式3に基づ

公正競争規約	公正競争規約施行規則																																												
	く以下の様式により表示する。 食品表示基準 別記様式2 <table data-bbox="874 329 1366 656"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="882 336 1358 374">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="882 374 1358 421">食品単位当たり</th></tr> <tr> <td data-bbox="882 421 1358 468">熱量</td><td data-bbox="1299 432 1358 456">kcal</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 468 1358 515">たんぱく質</td><td data-bbox="1334 479 1358 504">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 515 1358 562">脂質</td><td data-bbox="1334 526 1358 551">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 562 1358 609">炭水化物</td><td data-bbox="1334 573 1358 598">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 609 1358 656">食塩相当量</td><td data-bbox="1334 620 1358 645">g</td></tr> </table> 備考 (1) 食品単位は、100 g、100ml、1 食分、1 包装その他の1 単位のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場合は、1 食分の量を併記して表示する。 (2) この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 (3) 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 (4) この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 食品表示基準 別記様式3 <table data-bbox="874 1344 1366 2038"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="882 1350 1358 1388">栄養成分表示</th></tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="882 1388 1358 1435">食品単位当たり</th></tr> <tr> <td data-bbox="882 1435 1358 1482">熱量</td><td data-bbox="1299 1447 1358 1471">kcal</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1482 1358 1529">たんぱく質</td><td data-bbox="1334 1494 1358 1518">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1529 1358 1576">脂質</td><td data-bbox="1334 1541 1358 1565">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1576 1358 1624">－飽和脂肪酸</td><td data-bbox="1334 1588 1358 1612">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1624 1358 1671">－n－3系脂肪酸</td><td data-bbox="1334 1635 1358 1659">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1671 1358 1718">－n－6系脂肪酸</td><td data-bbox="1334 1682 1358 1706">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1718 1358 1765">コレステロール</td><td data-bbox="1318 1729 1358 1753">mg</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1765 1358 1812">炭水化物</td><td data-bbox="1334 1776 1358 1800">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1812 1358 1859">－糖質</td><td data-bbox="1334 1823 1358 1848">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1859 1358 1906">－糖類</td><td data-bbox="1334 1870 1358 1895">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1906 1358 1953">－食物繊維</td><td data-bbox="1334 1917 1358 1942">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 1953 1358 2000">食塩相当量</td><td data-bbox="1334 1964 1358 1989">g</td></tr> <tr> <td data-bbox="882 2000 1358 2038">上記以外の栄養成分</td><td data-bbox="1318 2011 1358 2036">mg</td></tr> </table> 備考	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	炭水化物	g	食塩相当量	g	栄養成分表示		食品単位当たり		熱量	kcal	たんぱく質	g	脂質	g	－飽和脂肪酸	g	－n－3系脂肪酸	g	－n－6系脂肪酸	g	コレステロール	mg	炭水化物	g	－糖質	g	－糖類	g	－食物繊維	g	食塩相当量	g	上記以外の栄養成分	mg
栄養成分表示																																													
食品単位当たり																																													
熱量	kcal																																												
たんぱく質	g																																												
脂質	g																																												
炭水化物	g																																												
食塩相当量	g																																												
栄養成分表示																																													
食品単位当たり																																													
熱量	kcal																																												
たんぱく質	g																																												
脂質	g																																												
－飽和脂肪酸	g																																												
－n－3系脂肪酸	g																																												
－n－6系脂肪酸	g																																												
コレステロール	mg																																												
炭水化物	g																																												
－糖質	g																																												
－糖類	g																																												
－食物繊維	g																																												
食塩相当量	g																																												
上記以外の栄養成分	mg																																												

公正競争規約	公正競争規約施行規則
3 事業者は、飲用乳の容器包装に、容器包装の分別回収のための識別表示を施行規則に定めるところにより、見やすい場所に明瞭に表示しなければならない。 (特定事項の表示基準) 第4条 事業者は、「牛乳」、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」以外の飲用乳を示す文言（商品名）として「牛乳」を用いることはできない。	(1) 食品単位は、100 g、100ml、1 食分、1 包装その他の1単位のいずれかを表示する。この場合において、1 食分である場合は、1 食分の量を併記して表示する。 (2) この様式中の栄養成分及び熱量の順を変更してはならない。 (3) 栄養成分の量及び熱量であって一定の値を0とするものについては、当該栄養成分又は熱量である旨の文字を冠して一括して表示することができる。 (4) 糖質又は食物繊維の量のいずれかを表示しようとする場合にあっては、糖質及び食物繊維の量の両方を表示する。 (5) ナトリウム塩を添加していない食品又は添加物について、食塩相当量に加えてナトリウムを表示しようとする際は、「食塩相当量」を「ナトリウム（食塩相当量）」等に代えて表示する。 (6) 義務表示となっている栄養成分以外で表示しないものについては、この様式中当該成分を省略する。 (7) 表示の単位は、この様式中の単位にかかわらず、食品表示基準別表第9の第一欄の区分に応じ、同表の第二欄によって表示する。 (8) この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。 (9) 内訳であることが分かる表示であれば、「－」の表示は省略できる。 (容器包装の識別表示) 第17条 規約第3条第3項の規定により表示すべき容器包装の分別回収のための識別表示は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく主務省令に従い表示する。 (特定事項の表示基準) 第18条 規約第4条第2項及び第3項に規定する表示基準は、次のとおりとする。 (1) 「牛乳」の文言について ア 特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及

公正競争規約	公正競争規約施行規則
2 事業者は、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」にあつては、施行規則で定める表示基準により「牛乳」の文言を表示しなければならない。 3 事業者は、飲用乳を示す文言（商品名）として「ミルク」又は「乳」を用いる場合は、施行規則で定める表示基準によらなければならない。	び無脂肪牛乳にあつては、「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」の文言を用いることとし、これらの文言から「牛乳」の文言を分離して用いてはならない。 イ 「特別牛乳」、「成分調整牛乳」、「低脂肪牛乳」及び「無脂肪牛乳」の文言は、活字の大きさ、色調等を同一のものとしなければならない。 (2) 飲用乳を示す「ミルク」又は「乳」の文言について ア 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳にあつては、当該牛乳等を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることができる。 イ 無脂乳固形分8.0%以上の乳飲料にあつては、当該乳飲料を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることができる。 ただし、乳脂肪以外の脂肪を含む場合は、当該乳飲料を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることはできない。 ウ イの規定にかかわらず商品名と性状から、アに規定する飲用乳と異なることが明らかであつて、無脂乳固形分4.0%以上の乳飲料にあつては、当該乳飲料を示す文言として、「ミルク」又は「乳」を用いることができる。
4 事業者は、次に掲げる表示をする場合には、施行規則で定める表示基準によらなければならない。 (1) 「特濃」、「濃厚」その他当該飲用乳の乳成分を強調する表示	(乳の成分又は品質を強調する表示基準) 第19条 規約第4条第4項第1号から第3号までに規定する表示基準は、次のとおりとする。 (1) 「無脂乳固形分8.5%以上及び乳脂肪分3.8%以上」の飲用乳には、「特濃」、「濃厚」等、乳成分が濃い印象を与える表示をすることができる。 (2) 「ジャージー」、「ガンジー」等、牛の品種の文言を商品名に使用する場合は、その品種の生乳に限り使用するものとし、複数の牛の品種を商品名に用いる場合は、それぞれの品種の生乳の使用割合を表示するものとする。 加工乳及び乳飲料にあつては、乳成分の全て

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(2) 「特選」、「厳選」、「優良」その他当該 飲用乳の品質を強調する表示 (3) 「生乳使用」に係る表示 (4) 生乳の原産地の表示	がその品種の生乳由来である場合に限り、牛 の品種を商品名に冠することができる。 (3) 「無脂乳固形分8.5%以上」の牛乳、特別 牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪 牛乳には、「無脂乳固形分8.5%以上及び乳脂 肪分3.5%以上、並びに細菌数10万／m l 以 下及び体細胞数30万／m l 以下」の生乳を使 用し、公正取引協議会が定めた生産管理基準 (別添様式)を事前に同協議会に提出し、か つ、その内容を工場の帳簿書類で証明でき ることを条件に、「特選」、「厳選」、「優良」等 当該飲用乳の品質が優れた印象を与える表 示をすることができる。 (4) 「成分無調整」の文言は、牛乳及び特別牛 乳に限り表示することができる。 (5) 「生乳使用」に係る表示を一括表示欄のほ かにしようとする場合の表示基準は、次のと おりとする。 ア 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪 牛乳及び無脂肪牛乳に生乳使用割合を表 示する場合は、商品名の周辺部に1か所 「生乳100%使用」と表示する。 イ 加工乳及び乳飲料にあっては、「生乳た っぷり」等豊富に生乳を使用している印象 を与える文言を用いる場合、生乳を50%以 上使用することを条件とし、「生乳〇〇% 使用」と固定値を表示する。 ウ 加工乳及び乳飲料にあっては、「生乳使 用」等生乳を使用している印象を与える文 言を用いる場合、「生乳〇〇%使用」と固 定値を表示する。 エ 生乳使用割合を固定値で表示する場合、 その割合を工場の帳簿書類で証明でき ることを条件とする。 (6) 前各号に規定する例示以外の飲用乳の成 分又は品質を強調する表示をする場合は、あ らかじめ公正取引協議会に届け出てその承 認を得るものとする。 (生乳の原産地の表示基準) 第20条 規約第4条第4項第4号に係る生乳の

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	原産地（生乳の生産が行われている地であつて、かつ、行政区画、旧国名、山麓、高原等社会通念として広く一般に認められている名称、酪農家名、牧場名、地図その他をいう。以下同じ。）の表示基準は、次のとおりとする。 (1) 牛乳、特別牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳及び無脂肪牛乳に生乳の原産地を折り込んだ商品名・説明文等を使用する場合は、次の条件を充足するものとする。 ア 表示した原産地の生乳を100%使用し、その生乳量に応じた限定製品であること。 イ 当該製品に当該生乳を使用したことを工場の帳簿書類で証明できること。 ウ 当該製品の毎日の製造量及び月間の最高・最低・平均値が工場製造記録により明確化されていること。 (2) 市街地を付した商品名は、当該市街地で生乳が生産されていないことが明らかであり、かつ、一般消費者に誤認されるおそれがなく、あらかじめ公正取引協議会が承認した場合に限り、表示することができる。 (3) 複数の山麓又は高原地帯で生産された生乳を使用する場合、複数の山麓又は高原の名称を、表示された商品名の周辺に明示することにより、単に「山麓牛乳」又は「高原牛乳」とする商品名を表示することができる。 2 加工乳及び乳飲料には、生乳の原産地を折り込んだ商品名を表示することはできない。ただし、説明文に生乳の原産地を折り込むことはできる。生乳の原産地を折り込む場合は、前項の条件を充足するとともに当該原産地の生乳を50%以上使用し、その旨を表示するものとする。 3 製造者又は販売者等の会社名、組合名、個人名の一部が生乳の原産地の名称と同一である場合は、当該表示が製造者若しくは販売者等の名称であること又は生乳の原産地の名称ではないことを当該商品名又は説明文と同一視野に入る場所に1か所以上表示することを条件として、商品名又は説明文にその地名の表示をすることができる。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(5) 生乳以外の特色のある原材料の表示 (6) 栄養成分の量及び熱量の表示（第3条第2項及び次号の規定に基づく表示を除く。） (7) ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。）の表示	4 製造者の地域のシンボリックな山等の表示を行う場合で、その表示が生乳の原産地でない場合には、その旨を1か所以上表示する。 （生乳以外の特色のある原材料の表示基準） 第21条 規約第4条第4項第5号に規定する生乳以外の特色のある原材料である旨を表示する場合には、食品表示基準第7条の表の「特色のある原材料等に関する事項」に基づき表示する。 （たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く栄養成分の表示基準） 第22条 規約第4条第4項第6号に規定する栄養成分の量及び熱量の表示について、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く栄養成分を表示する場合には、食品表示基準第7条の表の「栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。）」に基づき表示する。 （ナトリウム塩を添加していない食品のナトリウムの量の表示基準） 第23条 規約第4条第4項第7号に規定するナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。）を表示する場合には、食品表示基準第7条の表の「ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない食品の容器包装に表示される場合に限る。）」に基づき表示する。 （栄養成分の補給ができる旨の表示基準） 第24条 規約第4条第4項第6号に規定する栄養成分の量及び熱量の表示について、栄養成分の補給ができる旨を表示する場合には、食品表示基準第7条の表の「栄養成分の補給ができる旨」に基づき表示する。 （栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨の表示基準） 第25条 規約第4条第4項第6号に規定する栄

公正競争規約	公正競争規約施行規則
5 事業者は、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」（昭和 48 年公正取引委員会告示第 4 号）の適用を受ける乳飲料にあっては、施行規則で定める表示基準により、「無果汁である旨」を明瞭に表示しなければならない。 （その他の表示事項等） 第 5 条 全国飲用牛乳公正取引協議会は、第 1 条の目的を達成するため特に必要があると認められる場合には、前二条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する表示事項又は表示基準を施行規則により定めることができる。	第31条 規約第 4 条第 5 項に規定する「無果汁である旨」の表示基準は、次のとおりとする。 (1) 果汁又は果肉が使用されていない場合は、「無果汁」と表示する。 (2) 重量百分率で 5 %未満の果汁又は果肉が使用されている場合は、「無果汁」と表示する。ただし、帳簿書類により、その百分率の数値を証明することができる場合に限り、「果汁又は果肉の割合」を百分率の整数値で表示することができる。 この場合の表示は、「果汁○%」、「果汁・果肉○%」、「果肉○%」のいずれかとする。 (3) 前各号による表示は、商品名の表示（2 か所以上に表示されている場合は、そのうちで最も目立つもの）と同一視野に入る場所に14 ポイント活字以上の大きさの太字の活字で表示する。 (4) 第15条備考(1)アに規定するキャップに一括表示を行う場合は、14ポイント活字以上の活字により、キャップ又はそのフードに、「無果汁」又は第 2 号ただし書により「果汁又は果肉の割合」を表示する。 (5) 無果汁の表示基準に該当する場合については、特色のある原材料の原産地名等を商品名として使用することはできない。 （広告に関する表示基準） 第32条 規約第 5 条の規定に基づき、広告又は広報に関する表示基準は、次のとおりとする。 (1) 飲用乳についての広告又は広報を行う場合は、法令、規約及びこの施行規則を遵守する。 (2) ワンウェイ容器に次の基準により広告又は広報の表示をすることができる。 ア 広告文の上部に「広告欄」又は「広報欄」と表示し、広告又は広報であることを明示する。ただし、広告の飛び地表示（主たる広告欄から離れた部分に広告するものをいう。）にあっては、「広告欄」又は「広報欄」と表示している部分に飛び地表示が広告である旨の表示があれば、飛び地部分に

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	「広告欄」又は「広報欄」の表示は不要とする。 イ 広告欄の面積は容器側面展開図の1/4以内とする。 ウ 広告又は広報の内容については、当該飲用乳以外の商品又は役務についての広告又は広報とする。ただし、当該飲用乳に係る景品類の提供の案内については広告扱いとする。 エ 年始の挨拶及び飲用乳容器のリサイクルの広告・広報並びにオリンピック、国体、万博その他国・地方公共団体等が行う行事の広告・広報については、アに定める「広告欄」又は「広報欄」の表示を省略することができる。 (表示に用いる文字の大きさの基準) 第33条 規約第5条の規定に基づき、表示に用いる文字の大きさの基準は、次のとおりとする。 表示に用いる文字は、この施行規則で特段の規定がないものにあつては8ポイントの活字以上の大きさの文字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のもの及び表示可能面積が30平方センチメートル以下のキャップにあつては5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができる。 (強調表示に関する表示基準) 第34条 規約第5条の規定に基づき、強調表示に関する表示基準は、次のとおりとする。 一般消費者に誤認されないよう、例外などがあるときは、その旨の打消し表示を明瞭に表示しなければならない。 <u>(表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料に関する基準)</u> 第35条 規約第5条の規定に基づき、規約第3条及び第4条に規定する事項に関連する表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料は、当該資料が客観的に実証された内容のものであり、かつ、表示された内容と当該資料によって実証

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(不当表示の禁止) 第6条 事業者は、飲用乳の取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。 (1) 飲用乳でないものを飲用乳であるかのよう に誤認されるおそれがある表示 (2) 飲用乳の種類について誤認されるおそれ がある表示 (3) 飲用乳の原料、成分、品質その他の内容に ついて、実際のものよりも著しく優良である と一般消費者に誤認されるおそれがある表 示	<u>された内容が適切に対応しているものでなけ ればならない。</u> (不当表示の類型) 第36条 規約第6条に掲げる不当表示には、次の 類型が含まれる。 (1) 飲用乳の種類別名称についての誤認表示 ア 規約第2条に規定する牛乳、特別牛乳、 成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、 加工乳及び乳飲料の成分等の要件を満た さないものにおける当該飲用乳の種類別 名称の表示 イ 同一工場(又は同一会社)における種類 別名称の異なる飲用乳への同一商品名の 表示。ただし、販売者等の委託を受けて製 造する飲用乳であって、当該販売者等の名 称及び所在地を明示する場合は、この限り ではない。 (2) 飲用乳の内容等についての誤認表示 ア 飲用乳の商品名における「本物」、「生」、 「天然」、「自然」、「純」、「新鮮」又はこれ らに類似する表示 イ 飲用乳の殺菌法のうち、保持式により摂 氏63度から同65度までの間で30分間加熱 殺菌する方法又は連続式等により摂氏65 度から同68度までの間で30分間加熱殺菌 する方法(特別牛乳を除く。)以外の殺菌 法を用いる飲用乳における「低温殺菌」、 「低温保持殺菌」等の表示 ウ 同一工場(又は同一会社)において製造 する飲用乳の種類別が同一で表示成分が 異なる飲用乳への同一商品名の表示。ただ し、第6条第2号ア、イ及びウの場合並び に販売者等の委託を受けて製造する飲用 乳であって、当該販売者等の名称及び所在 地を明示する場合は、この限りではない。 エ 商品名に数字を特記するなどしてその 内容を強調する表示。ただし、あらかじめ 公正取引協議会の承認を得て、次の基準 により表示する場合は、この限りではない。 (ア) 主要成分に係る数値については一括

公正競争規約	公正競争規約施行規則
	表示欄内に表示した主要成分の数値とすること。殺菌条件については一括表示欄の殺菌内容と合致していること。栄養成分等に係る数値については栄養成分表示の値と合致し、かつ、栄養成分等の強調表示の基準を満たしていること。 (イ) 商品名に用いた数値について、一般消費者に誤認されないよう、その説明が一括表示欄以外の場所に表示されていること。 オ 乳牛を配した牧場風景等の写真又は図案による表示のうち、次の表示 (ア) 年間を通して放牧牛からの生乳が使用できない場合の当該表示。ただし、表示がイメージである旨が1か所以上表示されていればこの限りではない。 (イ) 加工乳及び乳飲料における生乳の使用率が70%未満の場合における写真による表示 カ フルーツ乳飲料における果実の絵又は写真による表示のうち、次の表示 (ア) 果汁の使用割合が5%未満のものにおける果実の絵又は写真による表示。ただし、図案化した絵はこの限りではない。 (イ) 原材料として複数の果汁を使用した場合の特定の果実の絵又は写真による表示 (ウ) 果実の輪切りの絵又は写真による表示。ただし、図案化した絵はこの限りではない。 キ 規約第4条第4項に規定する表示基準に適合しないものにおける当該表示 ク 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程を経て製造し若しくは加工することの厚生労働大臣の承認、又はHACCPに基づく衛生管理により製造し若しくは加工することの地方公共団体、外部機関等による認証について、次のような誤認されるおそれのある表示 (ア) 承認又は認証を受けていないのに、あ

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(4) 病気の予防等に効能効果があるかのように誤認されるおそれがある表示 (5) 客観的な根拠に基づかないで、特製、高級等の文言を用いることにより、特に優良であるかのように誤認されるおそれがある表示 (6) 他の事業者の飲用乳を中傷し又はひぼうするような表示 (7) その他飲用乳の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示 (公正取引協議会の設置) 第7条 この規約の目的を達成するため、全国飲用牛乳公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 2 公正取引協議会は事業者をもって構成する。 (公正取引協議会の事業) 第8条 公正取引協議会は次の事業を行う。 (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。	たかもその承認又は認証を受けたかのように誤認されるおそれのある表示 (イ) 承認又は認証を受けた飲用乳であるという根拠のみをもって、これらを受けていない飲用乳より安全性が優れていると誤認されるおそれのある表示 (3) 飲用乳の効能、効果についての誤認表示 医師、学者、体験者等の学説、論文、説明文等を引用することによって、疾病に対する予防効果、医学的効用があるかのように誤認されるおそれのある表示 (4) 飲用乳についてのその他の誤認表示 飲用乳についての賞又は推奨ではないのに、あたかも当該飲用乳の賞又は推奨であるかのように誤認されるおそれのある表示 (表示案の点検と容器の届出等) <u>第37条</u> 規約第8条第2号に規定するこの規約についての相談及び指導に関して次の事項を行う。 (1) 公正取引協議会は、新規に公正取引協議会に加入しようとするものに対し、支部を経由して加入届を提出し、また、その使用する飲用乳の容器、紙栓等又はその表示案（版下）の点検を受けるよう指導する。 (2) 公正取引協議会は、事業者が飲用乳に使用

公正競争規約	公正競争規約施行規則
(3) 公正マークの表示に関すること。 (4) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (6) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止	する容器、紙栓等を、新規に作成し又は既存の表示を変更しようとするときは、当該事業者に対し、速やかにその表示案（版下）を公正取引協議会に提出させて、点検を受けさせるものとする。 (3) 公正取引協議会は、事業者が前号により作成した容器、紙栓等を使用するときは、当該事業者に対し、速やかに当該容器、紙栓等を所属支部を経由して公正取引協議会に提出させるものとする。 (4) 公正取引協議会は、事業者が前二号の規定により提出した容器、紙栓等を廃止したときは、当該事業者に対し、速やかにその旨を所属支部を経由して公正取引協議会に届け出させるものとする。 (公正マークの表示) <u>第38条</u> 規約第8条第3号に規定する公正マークの表示に関して次の事項を行う。 (1) 公正取引協議会は、規約に従い適正な表示をしていると認められる構成事業者に対し、その製造に係る飲用乳の容器に公正マークを表示させるものとする。 (2) 公正取引協議会は、公正マークが付された飲用乳について、規約等に違反して措置を採った場合は、当該種類の飲用乳に公正マークを表示させてはならない。 (3) 公正マークの標準図版は、次のとおりとし、短径5ミリメートル以上のものとする。 (4) 公正マークは、ガラス瓶その他反復して使用する容器に表示してはならない。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
に關すること。 (8) 一般消費者からの苦情処理に關すること。 (9) 關係官公庁との連絡に關すること。 (10) その他この規約の施行に關すること。 (違反に対する調査) 第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する事実があると思料するときは、關係者を招致し、事情を聴取し、關係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置) 第10条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第6条の規定又は第5条の規定に基づく施行規則に違反する行為があると認めるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行つてはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。 2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく、文書をもって消費者庁長官に報告	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
するものとする。 (違反に対する決定) 第 11 条 公正取引協議会は、第 9 条第 3 項又は前条第 2 項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。 2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。 4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。 (規則の制定) 第 12 条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する事項について規則を定めることができる。 2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。 附 則 この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。	附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

年 月 日

全国飲用牛乳公正取引協議会
委員長 ○ ○ ○ ○ 殿
全国飲用牛乳公正取引協議会
○ ○ 支 部 長 殿

〇〇乳業株式会社〇〇工場
工場長 ○〇〇〇〇 ㊟

生 産 管 理 基 準

施行規則第 19 条第 3 号の規定に基づき、当社「〇〇〇〇乳」の生産管理基準を提出致します。

1 「〇〇〇〇乳」に使用する生乳の品質基準

(1) 風味（官能試験）

新鮮優良な風味を有し、異臭（飼料臭、畜舎臭、酸化臭など）が全くないこと。

(2) 成分値等

無脂乳固形分 8. 5 %以上

乳脂肪分 3. 5 %以上

細菌数 1 0 万／m l 以下

体細胞数 3 0 万／m l 以下

㊟ 品質の検査は、当協議会検査規程の飲用乳の検査法による。

2 「〇〇〇〇乳」の製品の品質基準

(1) 風味（2 0℃にて官能試験）

優良

(2) 成分値等

無脂乳固形分 8. 5 %以上

乳脂肪分 〇. 〇%（以上）※

低温細菌数 1 万／m l 以下（期限表示日の時点）

※ 以上は牛乳、特別牛乳の場合に記入する。

㊟ 品質の検査は、当協議会検査規程の飲用乳の検査法による。

3 「〇〇〇〇乳」の製品の管理基準

(1) この製品の処理に際しては、他の製品と完全に区分する。

(2) この製品に使用した生乳の乳量及びその品質、製品の生産量及びその品質を記録し、整理保管する。

(3) この製品は、出荷から納品に至るまでの過程において、万全な温度管理及び品質保全を行うものとする。

以 上